

監 査 公 表

◆ 令和2年公表第10号

【監査種別】 行政監査

【監査のテーマ】

『市が事務局を担う任意団体の事務執行について』

久留米市監査委員

公 表 第 10 号

地方自治法第199条第2項に基づく行政監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

令和2年6月16日

久留米市監査委員	権 藤 満
久留米市監査委員	樋 口 明 男
久留米市監査委員	甲斐田 義 弘
久留米市監査委員	塚 本 弘 道

監査結果報告書

[監査の種類]

行政監査

[監査のテーマ]

『市が事務局を担う任意団体の事務執行について』

令和2年6月

久留米市監査委員

目 次

第 1 監査の概要	2
1 監査の種類	2
2 監査のテーマ	2
3 監査の目的	2
4 監査の対象	2
5 監査の方法	2
6 監査の着眼点	2
7 監査の実施期間	2
第 2 監査の結果	3
1 監査対象となる任意団体数	3
2 団体の概要について	4
3 団体における会計事務の状況	6
4 団体等の会計事務を市職員が行う根拠規定等の有無	12
第 3 講評	15
第 4 意見	16
・参考資料 任意団体一覧表	17

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づく行政監査

2 監査のテーマ

『市が事務局を担う任意団体の事務執行について』

3 監査の目的

本市では、市の事業と関係する任意団体の事務局を市が担い、当該団体の会計事務等を市職員が執行しているものが多数ある。当該団体の現金等は市の公金に属さないため、その取扱いは地方自治法や市の条例、規則等の適用を受けず、団体独自の判断に委ねられている。

しかしながら、市職員が会計事務等を執行している以上、紛失や盗難等の事故や不祥事が発生すれば、公金の場合と同様に市の信用失墜等につながる。

そこで、市が事務局を担う任意団体の会計事務等が、どのようなルールに基づいて処理されているか、市が取り扱う根拠は何かなどについて監査することにより、内部統制を確立し、事務の適正な執行に資することを目的とする。

4 監査の対象

- (1) 恒常的に又は一定期間、任意団体の事務局を市に置くなど、その団体の管理運営に市が関与を行い、又は、便宜を図っているもの等を対象とした。
- (2) 監査の対象年度は平成30年度とした。

5 監査の方法

全ての課等に対して、調査票の提出を求め、調査票を基に必要なに応じて実地監査、又は職員からの事情聴取などを実施した。

6 監査の着眼点

- (1) 市が任意団体の会計事務を適正に執行するために必要な体制は整備されているのか。
- (2) 市が任意団体の事務を執行するために必要な手続きは適切に行われているのか。
- (3) 現金、預金通帳、印鑑等の保管および取扱いは適正に行われているか。
- (4) 定期的な点検及び監査等のチェック体制は確立されているか。
- (5) 市が任意団体の事務を執行する根拠は明確に定められているのか。

7 監査の実施期間

令和元年12月2日（月） から 令和2年5月29日（金） まで

第2 監査の結果

1 監査対象となる任意団体数

提出された調査票を集約した結果、監査対象となる任意団体を所管するのは、全 22 部局のうち 21 部局で、所管課数は 67、団体数は 123 であった。所管部局別の団体数について、最も多かったのは城島総合支所の 13 団体で、次いで、農政部の 12 団体であった。また、所管課別の団体数として最も多かったのは、城島総合支所産業振興課の 8 団体、次いで農政部農政課の 7 団体であった。

【任意団体数】

No	部局等	所管課数	団体数	順位 (団体数)
1	総合政策部	5	7	8
2	総務部	4	7	8
3	協働推進部	4	5	12
4	秘書室	1	1	18
5	会計室	0	0	22
6	市民文化部	6	9	6
7	健康福祉部	5	6	10
8	子ども未来部	4	4	13
9	環境部	3	3	14
10	農政部	3	12	2
11	商工観光労働部	5	10	4
12	都市建設部	4	9	6
13	田主丸総合支所	4	10	4
14	北野総合支所	3	11	3
15	城島総合支所	3	13	1
16	三瀬総合支所	3	6	10
17	上下水道部	2	2	16
18	教育部	3	3	14
19	議会事務局	1	1	18
20	選挙管理委員会事務局	1	1	18
21	公平委員会事務局	1	1	18
22	農業委員会事務局	2	2	16
合 計		67	123	

※参考資料 任意団体一覧表参照

2 団体の概要について

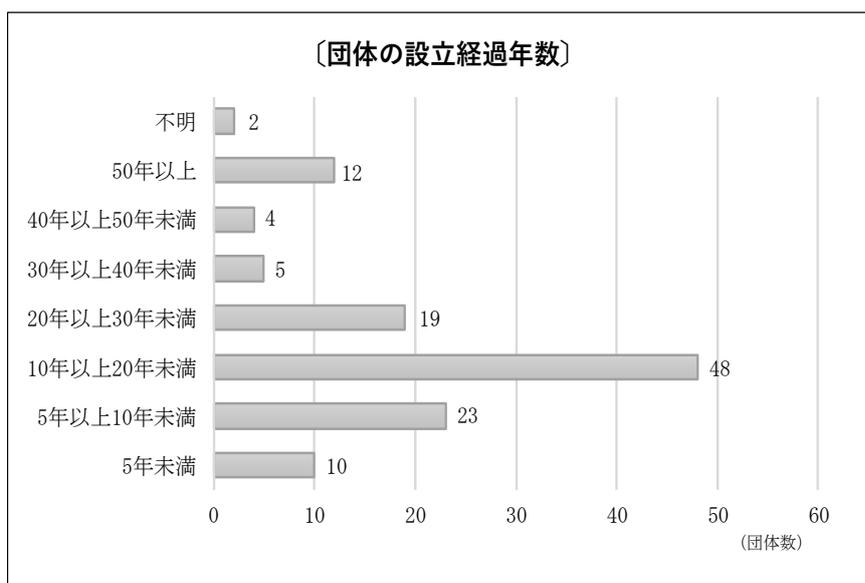
(1) 団体設立の目的

団体設立の目的については、⑥その他を除き、④イベント事業の目的が 26 団体 (21.1%) と最も多く、次いで、③他の関係団体との連絡調整等の目的が 19 団体 (15.4%) となっている。

区分	団体数	割合
① 地域・市民との連絡調整等のため	13	10.6
② 他の自治体との連絡調整等のため	17	13.8
③ 他の関係団体との連絡調整等のため	19	15.4
④ イベント事業のため	26	21.1
⑤ 調査・研究・研修事業の実施のため	12	9.8
⑥ その他	36	29.3
合 計	123	100

(2) 団体の設立経過年数

団体の設立経過年数を見ると、10年以上20年未満が 48 団体で最も多く、次いで、5年以上10年未満が 23 団体であり、不明を除く 121 団体の平均は、約 19 年である。



(3) 団体の構成

団体の構成については、①市職員、市職員以外の両方が 92 団体 (74.8%)、次いで、②市職員以外のみが 19 団体 (15.4%) となっている。

区分	団体数	割合
① 市職員、市職員以外の両方	92	74.8
② 市職員以外のみ	19	15.4
③ 市職員のみ	4	3.3
④ その他	8	6.5
合 計	123	100

(4) 団体の会則・規約、経理規程、法人格の有無

団体の会則・規約については、2 団体 (1.6%) で整備されておらず、経理規程については、86 団体 (69.9%) が整備されていなかった。

区分		有	無	合計
会則・規約	団体数	121	2	123
	割合	98.4	1.6	100
経理規程	団体数	37	86	123
	割合	30.1	69.9	100
法人格	団体数	0	123	123
	割合	0	100	100

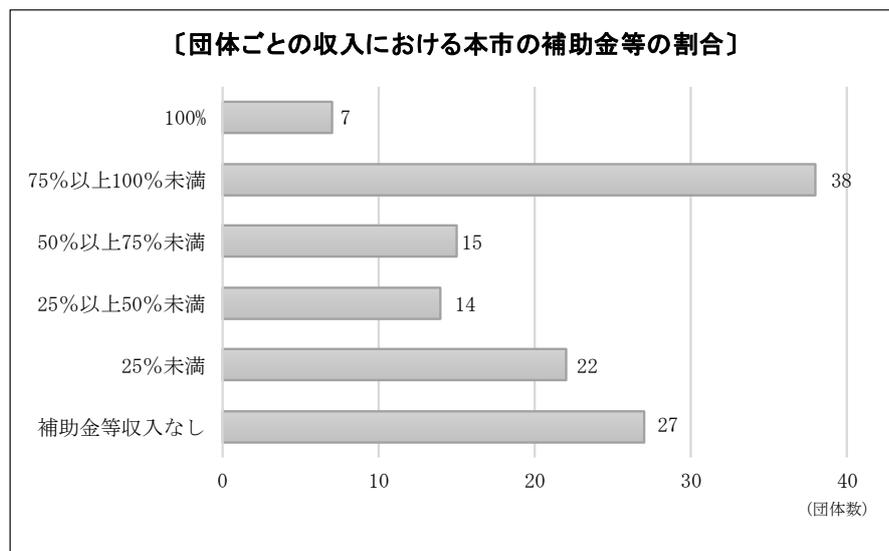
(5) 団体の平成30年度決算状況

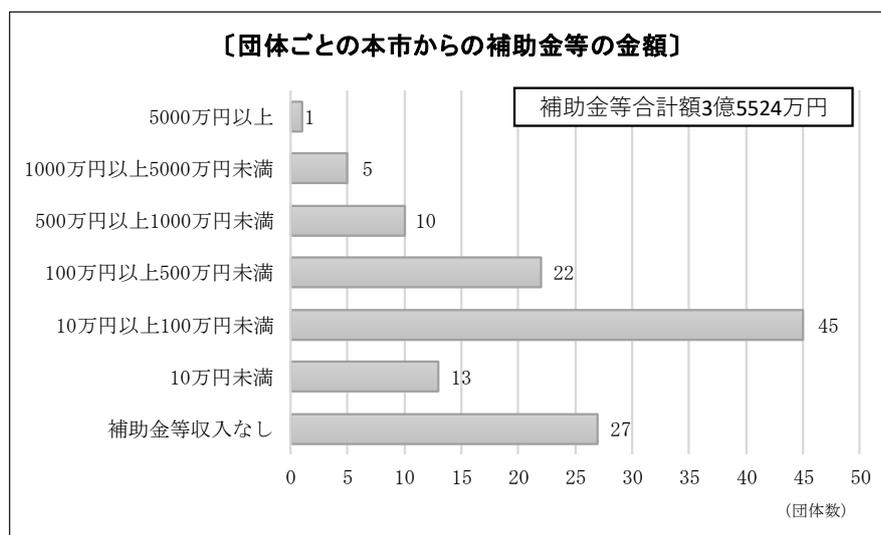
平成30年度決算において、100万円以上500万円未満の収入があった団体が最も多く43団体(35.0%)となっており、支出においては、50万円未満の団体が最も多く46団体(37.4%)となっている。

収入合計に占める本市の補助金等公費の割合は75%以上100%未満が最も多く38団体(30.9%)となっている。また本市からの補助金等公費の合計約3億5524万円について、団体ごとにみると、10万円以上100万円未満が45団体(36.6%)で最も多く、次いで、本市からの補助金等の収入が無い団体が27団体(21.9%)となっている。

【収支】

区分		50万円未満	50万円以上 100万円未満	100万円以上 500万円未満	500万円以上	合計
収入	団体数	34	24	43	22	123
	割合	27.6	19.5	35.0	17.9	100
支出	団体数	46	22	35	20	123
	割合	37.4	17.9	28.4	16.3	100





平成30年度決算における翌年度への繰越率は、10%未満の団体が45団体（36.6%）と最も多く、次いで、繰越なしが31団体（25.2%）となっており、その合計は全体の半数以上の76団体で61.8%を占めている。一方で、50%以上の団体は14団体（11.4%）あった。

【繰越率】

区分	繰越なし	10%未満	10%以上 20%未満	20%以上 30%未満	30%以上 40%未満	40%以上 50%未満	50%以上	合計
団体数	31	45	12	13	4	4	14	123
割合	25.2	36.6	9.8	10.6	3.2	3.2	11.4	100

(注) 繰越率 = 翌年度への繰越額 / (前年度からの繰越額 + 当年度収入額) × 100

【繰越額】

区分	団体数		金額（円）	
	団体数	割合	金額	割合
0円	31	25.2	0	0
10万円未満	38	30.9	1,403,423	1.6
10万円以上50万円未満	32	26.0	9,690,111	11.3
50万円以上100万円未満	13	10.6	8,255,635	9.7
100万円以上250万円未満	8	6.5	13,348,635	15.6
250万円以上	1	0.8	52,838,072	61.8
合計	123	100	85,535,876	100

3 団体における会計事務の状況

(1) 通帳の管理状況

通帳の有無については、123団体中114団体において有となっており、課長級以上の職員が通帳の管理者となっている団体が53団体（46.5%）で最も多く、次いで、主査級が33団体（28.9%）であった。

業務中、ほとんどの団体で保管場所の施錠がされていたが、施錠されていない団体が15団体あった。また、業務後も、施錠されていない団体が10団体あった。

【通帳の管理者】

区分	課長級 以上	主査級	主任主事 以下	特別職 非常勤職員	臨時職員	団体	合計
団体数	53	33	14	1	1	12	114
割合	46.5	28.9	12.3	0.9	0.9	10.5	100

【通帳の保管場所】

区分	業務中			割合	業務後			割合
	団体数	施錠有	施錠無		団体数	施錠有	施錠無	
机の引き出し	9	8	1	7.9	9	8	1	7.9
課内キャビネット	37	37	0	32.5	37	37	0	32.5
手提げ金庫に入れ 机の引き出し保管	22	15	7	19.3	11	7	4	9.6
手提げ金庫に入れ 課内キャビネット保管	33	26	7	28.9	26	21	5	22.8
手提げ金庫に入れ 会計室保管	1	-	-	0.9	19	-	-	16.7
銀行保管	1	-	-	0.9	1	-	-	0.9
団体保管	11	-	-	9.6	11	-	-	9.6
合計	114	86	15	100	114	73	10	100

(2) 口座届出印の管理状況

口座届出印の有無については、114 団体において有となっており、課長級以上の職員が印鑑の管理者となっている団体が 80 団体 (70.2%) で最も多く、次いで、主査級の職員が印鑑の管理者となっている団体が 16 団体 (14.0%) であった。

保管場所の施錠がされていない団体が業務中で 29 団体、業務後で 22 団体あった。

【印鑑の管理者】

区分	課長級 以上	主査級	主任主事 以下	臨時職員	団体	その他	合計
団体数	80	16	0	0	15	3	114
割合	70.2	14.0	0	0	13.2	2.6	100

【印鑑の保管場所】

区分	業務中			割合	業務後			割合
	団体数	施錠有	施錠無		団体数	施錠有	施錠無	
机の引き出し	61	41	20	53.5	56	42	14	49.1
課内キャビネット	13	13	0	11.4	17	17	0	14.9
手提げ金庫に入れ 机の引き出し保管	20	12	8	17.5	20	12	8	17.5
手提げ金庫に入れ 課内キャビネット保管	5	4	1	4.4	4	4	0	3.5
手提げ金庫に入れ 会計室保管	0	-	-	0	2	-	-	1.8
団体保管	15	-	-	13.2	15	-	-	13.2
合計	114	70	29	100	114	75	22	100

(3) キャッシュカードの管理状況

キャッシュカードの有無については、2 団体で有となっている。両団体とも課長級以上の職員がキャッシュカードの管理者となり、業務中、業務後とも保管場所の施錠はされていた。

(4) 現金の管理状況

現金の取扱いの有無については、67 団体（54.5%）において有となっており、現金の管理者で最も多かったのは、課長級以上と主任主事以下で、共に 20 団体（29.9%）となっている。

業務中の現金保管場所で最も多かったのは、課内キャビネットに保管している団体が 21 団体（31.3%）、業務後の現金保管場所で最も多かったのも、課内キャビネットで 20 団体（29.8%）であった。施錠の有無については、業務中は 7 団体、業務後は 4 団体が施錠されていなかった。

現金を保管していた最長期間で最も多かったのが 3 日未満で 29 団体（48.4%）、次いで、1 週間未満が 15 団体（25.0%）あった。

現金を最長期間保管していた際の金額で最も多かったのが 5 万円以上 10 万円未満で 19 団体（31.7%）、次いで、10 万円以上 30 万円未満が 18 団体（30.0%）となっており、30 万円以上の金額を 1 週間以上 1 ヶ月未満保管していた団体が 3 団体あった。

【現金取扱いの有無・現金の管理者】

有無	団体数	割合	現金の管理者	団体数	割合
有	67	54.5	課長級以上	20	29.9
			主査級	19	28.3
			主任主事以下	20	29.9
			特別職非常勤職員	1	1.5
			団体	7	10.4
無	56	45.5			

【現金の保管場所】

区分	業務中			割合	業務後			割合
	団体数	施錠有	施錠無		団体数	施錠有	施錠無	
机の引き出し	6	6	0	9.0	6	6	0	9.0
課内キャビネット	21	21	0	31.3	20	20	0	29.8
手提げ金庫に入れ 机の引き出し保管	9	5	4	13.4	5	3	2	7.5
手提げ金庫に入れ 課内キャビネット保管	20	17	3	29.9	14	12	2	20.9
手提げ金庫に入れ 会計室保管	0	-	-	0	11	-	-	16.4
据置金庫保管	4	-	-	6.0	4	-	-	6.0
団体保管	7	-	-	10.4	7	-	-	10.4
合 計	67	49	7	100	67	41	4	100

【現金を保管していた最長期間とその際の金額】

区分	団体数					合計	割合
	1万円未満	1万円以上 5万円未満	5万円以上 10万円未満	10万円以上 30万円未満	30万円以上		
3日未満	2	7	9	7	4	29	48.4
1週間未満	1	1	5	7	1	15	25.0
1ヵ月未満	1	2	4	1	3	11	18.3
3ヵ月未満	0	1	0	1	0	2	3.3
3ヵ月以上	0	0	1	2	0	3	5.0
合計	4	11	19	18	8	60	100

*現金を団体保管としている7団体を除く

(5)現金以外の金券類の管理状況

金券類の取扱いの有無については、26団体（21.1%）において有となっており、金券類で最も多かったのは、郵便切手で25団体（96.2%）となっている。金券類の管理者で最も多かったのは、課長級以上と主査級で各10団体（38.5%）となっている。

業務中の金券類保管場所で最も多かったのは、課内キャビネットで14団体（53.8%）、業務後の現金保管場所で最も多かったのも、課内キャビネットで13団体（50.0%）であった。施錠の有無については、業務中、業務後ともに3団体で施錠していなかった。

【現金以外の金券類の管理】

有無	団体数	割合	金券類の種類	団体数	割合
有	26	21.1	郵便切手	25	96.2
			久留米市中心市街地共通駐車券	1	3.8
無	97	78.9			

【現金以外の金券類の管理者】

管理者	団体数	割合
課長級以上	10	38.5
主査級	10	38.5
主任主事以下	4	15.3
団体	2	7.7
合計	26	100

【金券の保管場所】

区分	業務中			割合	業務後			割合
	団体数	施錠有	施錠無		団体数	施錠有	施錠無	
机の引き出し	8	7	1	30.8	8	7	1	30.8
課内キャビネット	14	14	0	53.8	13	13	0	50.0
手提げ金庫に入れ 机の引き出し保管	0	0	0	0	0	0	0	0
手提げ金庫に入れ 課内キャビネット保管	2	0	2	7.7	2	0	2	7.7
手提げ金庫に入れ 会計室保管	0	-	-	0	1	-	-	3.8
団体保管	2	-	-	7.7	2	-	-	7.7
合計	26	21	3	100	26	20	3	100

(6) 会計諸帳簿の整備について

現金出納簿等の会計諸帳簿について、7 団体 (5.7%) において整備されていなかった。

区分	団体数	割合
整備している	107	87.0
整備していない	7	5.7
収支がなく会計諸帳簿無	9	7.3
合 計	123	100

(7) 会計諸帳簿の内部点検実施状況について

会計事務担当者以外の職員による点検頻度について、一年に一度実施している団体は 44 団体 (41.1%)、点検を受けていない団体は 4 団体 (3.7%) であった。

区分	団体数	割合
収入支出の都度	47	44.0
月に一度	6	5.6
四半期に一度	4	3.7
半期に一度	2	1.9
一年に一度	44	41.1
受けていない	4	3.7
合 計	107	100

* 会計諸帳簿を整備していない 7 団体、収支がなく会計諸帳簿が無い 9 団体は含まず

(8) 領収証等の保管状況について

領収証等を徴していない団体は 1 団体 (0.9%) であった。

区分	団体数	割合
徴しており保管している	113	99.1
徴していない	1	0.9
合 計	114	100

* 収支がなく、会計諸帳簿が無い 9 団体は含まず

(9) 収入、支出の際の決裁について

収入や支出の際における事務責任者による決裁について、口頭による決裁しか受けていない、又は、特に決裁を受けていない団体は合わせて 13 団体 (11.4%) であった。

区分	団体数	割合
書面で決裁を受けている	101	88.6
書面でなく口頭で決裁を受けている	10	8.8
特に決裁を受けていない	3	2.6
合 計	114	100

* 収支がなく、会計諸帳簿が無い 9 団体は含まず

(10) 決算書の作成状況について

決算書を作成していない団体は1団体（0.9%）であった。

区分	団体数	割合
作成している	113	99.1
作成していない	1	0.9
合 計	114	100

*収支がなく、会計諸帳簿が無い9団体は含まず

(11) 市から団体に支出された公費（補助金等）に関する事務について

市から団体に支出された公費（補助金等）に関する事務について、市の補助金等の交付事務の担当と団体の事務局として補助金等の交付申請・実績報告等を行う担当を、同じ職員が担当している団体は70団体（72.9%）あった。

区分	団体数	割合
市の補助金等の交付事務の担当と団体の事務局として補助金等の交付申請・実績報告等を行う担当は、別の職員が担当している。	26	27.1
市の補助金等の交付事務の担当と団体の事務局として補助金等の交付申請・実績報告等を行う担当は、同じ職員が担当している。	70	72.9
合 計	96	100

*公費（補助金等）の交付を受けていない団体27団体は含まず

(12) 市職員による立替払いの状況

市職員による立替払いが行われている団体は、25団体（20.3%）であった。立替払いの主な理由は、団体が事業を実施する際に、急に必要となる物品等について、職員による立替を行っているとのことであった。

区分	団体数	割合
立替払いがあるもの	25	20.3
立替払いがないもの	98	79.7
合 計	123	100

(13) 監事設置の有無

監事を設置していない団体は、19団体（15.4%）であった。

区分	団体数	割合
監事を設置している	104	84.6
監事を設置していない	19	15.4
合 計	123	100

(14) 監事設置有の場合、1年に一度監事による監査を受けているか

監事による監査を受けていない団体は2団体（1.9%）で、その内1団体は監事を設置しているものの、収支がないため監査を受けていなかった。

区分	団体数	割合
受けている	102	98.1
受けていない	2	1.9
合計	104	100

*監事設置がない19団体は含まず

4 団体等の会計事務を市職員が行う根拠規定等の有無

(1) 団体等の会計事務を市職員が行う根拠について

団体等の会計事務を市職員が行う根拠について、根拠はないが、市の事業と密接な関りがあるなど、その他理由により事務を行っている団体が13団体（10.6%）あった。

区分	団体数	割合
団体等の規程等に規定されている	106	86.2
久留米市行政組織規則の事務分掌に明記されている	2	1.6
会計事務がない	2	1.6
根拠はないが、市の事業と密接な関りがあるなど、 その他理由により事務を行っている (カッコ内は、各課等作成の事務分担表に明記のある団体数)	13 (3)	10.6
合計	123	100

(2) 市職員の団体事務への従事状況

団体の事務に従事している市職員数は延べ555人となっており、役職別では、その他職員が最も多く245人（44.1%）、課長級の職員が153人（27.6%）となっている。1団体あたりの市職員の従事者数について見ると、10人以上が19団体（15.4%）となっている。

次に、年間延べ事務従事時間を見ると、1000時間以上が11団体（8.9%）あった。

【団体の役職に就任又は事務従事している市職員数】

区分	市長	特別職	部長級	次長級	課長級	その他職員	合計
市職員数 (延人数)	23	20	86	28	153	245	555
割合	4.1	3.6	15.5	5.1	27.6	44.1	100

【1団体あたりの市職員の従事者数】

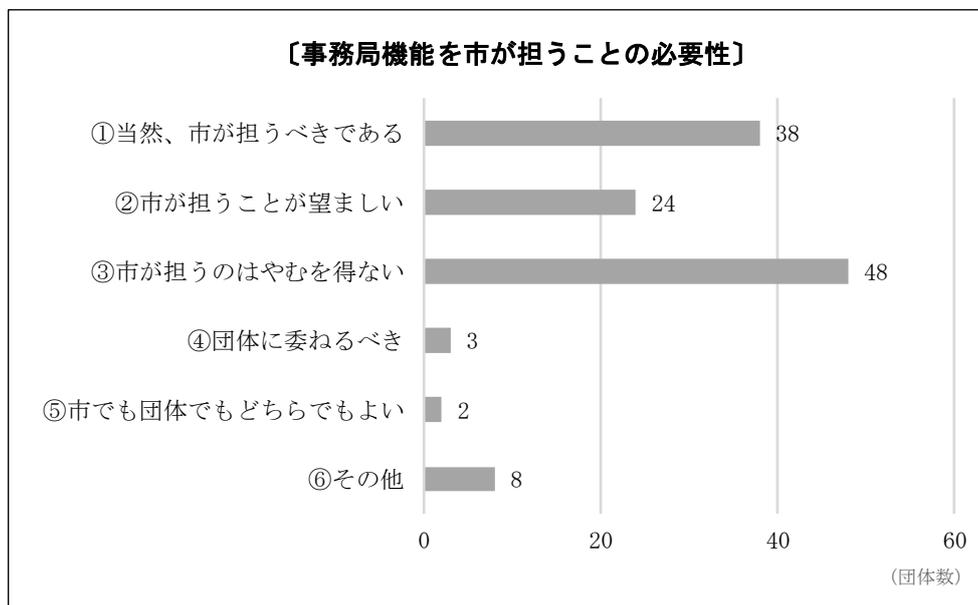
区分	0人	1人	2人	3人	4人	5～9人	10人以上	合計
団体数	23	11	8	19	21	22	19	123
割合	18.7	9.0	6.5	15.4	17.1	17.9	15.4	100

【団体事務への年間延べ従事時間】

区分	50時間未満	50時間以上 100時間未満	100時間以上 200時間未満	200時間以上 500時間未満	500時間以上 1000時間未満	1000時間以上	合計
団体数	34	21	27	22	8	11	123
割合	27.6	17.1	22.0	17.9	6.5	8.9	100

(3) 団体への関与に関する所管課の考え方について

事務局機能を市が担うことの必要性について、「当然、市が担うべきである」「市が担うことが望ましい」と回答した団体は、合わせて62団体(50.4%)、「市が担うのはやむを得ない」「団体に委ねるべき」と回答した団体は、合わせて51団体(41.5%)となっている。



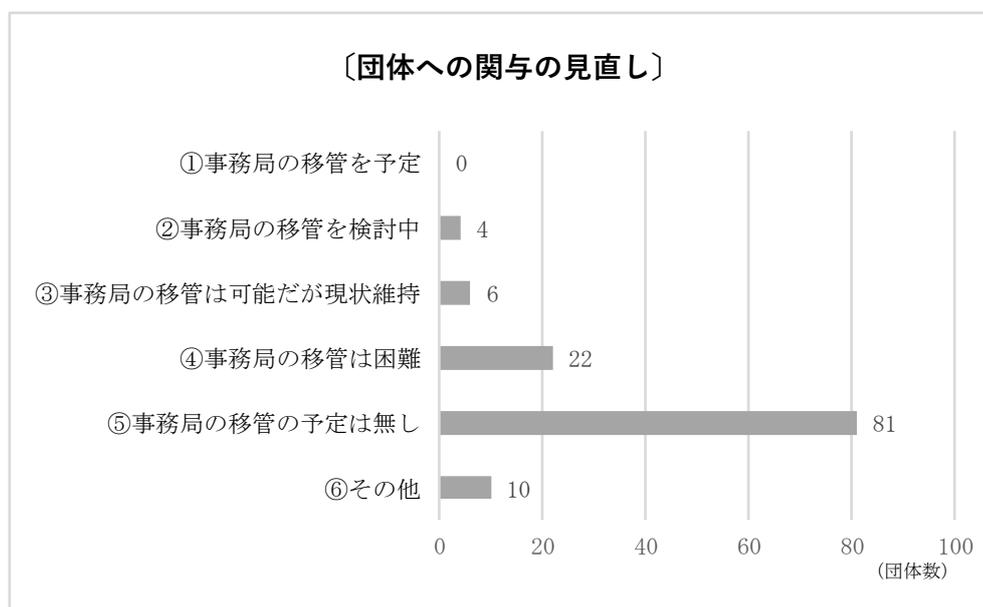
上記選択の理由を、①②は市が担うべき、③④は団体が担うべき、それ以外を⑤⑥としてグループ化により分析し、結果は以下のとおりであった。

区分	団体数	選択理由	団体数	割合
①当然、市が担うべきである ②市が担うことが望ましい	62	行政活動に密接に関係	42	67.7
		福岡県南域の市町村を先導する立場	3	4.8
		団体の会長市	7	11.3
		他に委ねられる機関がない	5	8.1
		その他	5	8.1

区分	団体数	選択理由	団体数	割合
③市が担うのはやむを得ない ④団体に委ねるべき	51	行政活動に密接に関係	10	19.6
		団体の会長市	7	13.7
		他に委ねられる機関がない	22	43.2
		個別理由の主なもの ・既に団体の運営を他の構成団体に任せているため ・主体的な事業運営ができるノウハウと組織力があるため	12	23.5

区分	団体数	選択理由	団体数	割合
⑤市でも団体でもどちらでもよい ⑥その他	10	個別理由の主なもの ・事業実施上、事務局を任意団体が担ったほうが、実質的に円滑な実施ができると考えるため ・事業内容が、特定の分野の事業者のための内容となっているため ・既に団体の事務局移管を検討中 ・既に団体の運営他の構成団体に任せているため	10	100

団体への関与の見直しについては、「事務局の移管を予定」と回答した団体はなく、「事務局の移管を検討中」と回答した団体は、4団体（3.2%）あり、「事務局の移管は困難」「事務局の移管の予定は無し」と回答した団体は、合わせて103団体（83.8%）であった。



第3 講評

調査結果については、既述したとおりであるが、それらを踏まえて、特に今後の課題となるような事項について項目別に講評を述べる。

1 団体の概要について

今回監査対象とした任意団体数は123であった。団体設立目的は、イベント事業のためが多く、設立経過年数の平均は約19年であった。経理規程がない団体は86団体であるが、規程整備は改善の余地が見受けられた。団体の構成は市職員、市職員以外の両方が構成員となっている団体が92団体と一番多かった。財政状況について、団体ごとの収入における本市の補助金等の割合が100%の団体が7団体、75%～100%が38団体あった。また、翌年度への繰越率が50%以上の団体が14団体あり、補助金等交付が適正かどうか見直しを行うなど検討されたい。

2 団体における会計事務の状況について

市職員等が管理している預金通帳・口座届出印・現金等の管理体制に改善の余地が見受けられた。会計担当者である市職員が預金通帳と、郵便切手を鍵のない机の引き出しで管理しているケースはそれぞれ1団体のみであった。個別の管理方法に改善の余地が見受けられた。30万円以上の現金を1週間以上1か月未満保管していた団体が3団体あった。

会計諸帳簿が整備されていない団体は7団体、領収書等の保管なしが1団体、収入支出の際に事務責任者による決裁を受けていない団体が3団体あるなど、記録管理に必要な帳簿等の整備が不足していた。監事を置いていないところは19団体あり、他の1団体は会則に定める監事を設置していたにもかかわらず、監査を実施していなかった。市の職員による立替払いが有ると回答した団体は25団体あった。その主な理由は、団体が急に必要とした物品等の購入を行うためとのことであった。立替払いについて、本市は「会計事務手続について」において、原則として認めていないが、職員がやむを得ず一時立て替えて支払った場合のみ認められるものとされている。支出に係る意思決定が不明確となる恐れや、事故防止の観点から、公金に準じた処理をされたい。会則・規約等を確認し、市の事務処理に照らすなど、会計事務の体制整備に取り組まされたい。

本市が財政的援助を行っている96団体のうち、70団体で補助金等の交付申請・実績報告等を行う担当が補助金等の交付事務をも担当している。これは改められたい。

3 団体等の会計事務を市職員が行う根拠規定等の有無について

団体等の会計事務を市職員が行う根拠規程等について、団体側の規定等に市職員が団体の事務局を担うことを規定している団体が106団体、久留米市行政組織規則の事務分掌に職務として明記されているものは2団体であった。一方、根拠はないが、市の事業と密接な関りがあるなど、その他の理由により事務を担っている団体は13団体ある。市職員が団体の事務に従事することが不可欠か明確にする必要がある。

団体役員や団体事務に従事している市職員は、延べ555人となっており、年間の延べ作業時間が1000時間以上となる団体が11団体あった。団体の所管課は、事務局機能を市が担う

ことの必要性を精査し、適切な形態となるよう検討されたい。

第4 意見

今回の監査により、市職員が携わる任意団体の事務が、数多く存在していることが確認できた。行政活動と密接な関係がある等、職務上の必要性がその理由に挙げられている。

団体の設立経過年数は平均 19 年と長期化しており、団体のスクラップ・アンド・ビルドがあまり行われていないことを示している。補助金等の繰越率についても一部検証の必要がある。団体が行っている各事業等が本市の施策推進に寄与しているか、その有効性なども改めて検証する必要がある。

市職員が団体の会計事務等を執行する上で、紛失や盗難等の事故や不祥事が発生すれば、信用失墜等の影響は市に及ぶこととなる。任意団体の現金等の取扱いについては、地方自治法や市の条例、規則等の適用を受けない。本市ではその管理及び取扱いに関する統一的な基準等がなく、団体を所管する部署の裁量に委ねられている。所管部署の市職員は、公務に準じた事務処理を行うなど、内部統制の確立を図られたい。

市はこれら任意団体との関わりを総合的に見直す必要がありはしないか。設立経過年数の長い団体が多いことは、それらが地域の社会経済情勢の変化に対応した施策かどうか、再評価してみる必要がある。市の過度な関与は、体制及び財政面における団体の自主性や自立性を阻害する。補助金のみならず、市職員の事務負担を考慮すると、行財政改革のテーマとも言える。所管部署を超えた検討と見直しを期待したい。

参考資料 任意団体一覧表

No	部局等	所管課	任意団体の名称
1	総合政策部	総合政策課	久留米学術研究都市づくり推進協議会
2	総合政策部	総合政策課	久留米市・東京ネットワーク推進協議会
3	総合政策部	シティプロモーション課	久留米シティプロモーション実行委員会
4	総合政策部	広域行政推進課	グランドクロス広域連携協議会
5	総合政策部	広報戦略課	久留米市政記者クラブ
6	総合政策部	広報戦略課	筑後地区市町村広報連絡会議
7	総合政策部	東京事務所	くるめつつじ会
8	総務部	総務課	福岡県統計協会両筑支部
9	総務部	総務課	ピースフルくるめ推進協議会
10	総務部	総務課	久留米市ふれあい都市推進協議会
11	総務部	情報政策課	久留米オープンデータ活用推進研究会
12	総務部	人事厚生課	久留米市職員共済会
13	総務部	防災対策課	久留米市消防団本部
14	総務部	防災対策課	福岡県消防協会久留米支部
15	協働推進部	安全安心推進課	久留米市暴力追放推進協議会
16	協働推進部	安全安心推進課	久留米市交通安全対策協議会
17	協働推進部	人権・同和対策課	筑後地区人権・同和対策推進協議会
18	協働推進部	人権啓発センター	久留米市校区人権協連合会
19	協働推進部	男女平等推進センター	久留米女性週間記念事業実行委員会
20	秘書室	秘書室	新年賀詞交換会事務局
21	市民文化部	市民税課	久留米地区税務連絡協議会
22	市民文化部	市民課	福岡法務局久留米支局管内戸籍住民基本台帳事務協議会
23	市民文化部	生涯学習推進課	くるめ少年少女発明クラブ
24	市民文化部	文化財保護課	福岡県市町村文化財保存整備協議会
25	市民文化部	体育スポーツ課	筑後川Eボートフェスティバル実行委員会
26	市民文化部	体育スポーツ課	クロスロードスポーツ・レクリエーション祭久留米市 実行委員会
27	市民文化部	体育スポーツ課	紫灘旗全国高校遠の弓道大会実行委員会
28	市民文化部	体育スポーツ課	久留米市東京オリンピック・パラリンピックキャンプ 等実行委員会
29	市民文化部	中央図書館	福岡県公共図書館等協議会北筑後地区協議会
30	健康福祉部	地域福祉課	久留米市民生委員児童委員協議会
31	健康福祉部	長寿支援課	久留米市高齢者等SOSネットワーク協議会
32	健康福祉部	保健所総務医薬課	久留米市救急医療週間啓発事業実行委員会
33	健康福祉部	保健所衛生対策課	久留米市どうぶつ「YOU・友」事業推進協議会
34	健康福祉部	保健所健康推進課	くるめすこやか推進会
35	健康福祉部	保健所健康推進課	久留米市食生活改善推進員協議会
36	子ども未来部	子ども保育課	久留米市保育所連盟研修推進委員会
37	子ども未来部	家庭子ども相談課	久留米市要保護児童対策地域協議会
38	子ども未来部	青少年育成課	未来少年久留米運営会議
39	子ども未来部	幼児教育研究所	久留米市幼児教育研究推進委員会
40	環境部	総務	福岡県清掃協議会筑後圏支部
41	環境部	廃棄物指導課	久留米市廃棄物不法処理防止連絡協議会
42	環境部	環境保全課	県南都市環境保全連絡協議会
43	農政部	農政課	久留米市農業振興協議会
44	農政部	農政課	ふるさとくるめ農業まつり実行委員会
45	農政部	農政課	久留米地域農政連絡協議会
46	農政部	農政課	久留米市担い手育成総合支援協議会

No	部局等	所管課	任意団体の名称
47	農政部	農政課	久留米市食育推進会議
48	農政部	農政課	久留米市農商工連携会議
49	農政部	農政課	久留米市農産物販売力強化推進協議会
50	農政部	生産流通課	久留米市産米推進協議会
51	農政部	生産流通課	久留米市水田農業推進協議会
52	農政部	みどりの里づくり推進課	久留米地区有害鳥獣広域防除対策協議会
53	農政部	みどりの里づくり推進課	久留米つばきフェア実行委員会
54	農政部	みどりの里づくり推進課	久留米地域植木・花卉市場連絡協議会
55	商工観光労働部	商工政策課	久留米市海外ビジネス推進検討会
56	商工観光労働部	企業誘致推進課	久留米市企業立地セミナー実行委員会
57	商工観光労働部	企業誘致推進課	久留米地域ものづくり産業振興会
58	商工観光労働部	観光・国際課	筑後地区観光協議会
59	商工観光労働部	観光・国際課	新幹線活用久大本線活性化協議会
60	商工観光労働部	観光・国際課	みどりの里・耳納風景街道推進協議会
61	商工観光労働部	観光・国際課	耳納北麓サイクルイベント実行委員会
62	商工観光労働部	労政課	久留米市雇用・就労推進協議会
63	商工観光労働部	競輪事業課	福岡県競輪施行者協議会
64	商工観光労働部	競輪事業課	サテライト久留米運営協議会
65	都市建設部	交通政策課	JR久大本線活性化促進協議会
66	都市建設部	道路ネットワーク推進課	主要地方道久留米立花線及び藤山国分一丁田線整備促進期成会
67	都市建設部	道路ネットワーク推進課	主要地方道久留米・筑紫野線道路建設促進期成会
68	都市建設部	道路ネットワーク推進課	一般国道3号改良促進期成会
69	都市建設部	道路ネットワーク推進課	一般国道210号改良促進期成会
70	都市建設部	道路ネットワーク推進課	筑後川未来空間形成推進期成会
71	都市建設部	まちなか整備課	久留米市六ツ門地区再生協議会
72	都市建設部	河川課	大刀洗川改修促進期成会
73	都市建設部	河川課	九州治水期成同盟連合会
74	田主丸総合支所	地域振興課	うきは防犯協会田主丸支部
75	田主丸総合支所	地域振興課	久留米市消防団田主丸支団
76	田主丸総合支所	市民福祉課	久留米市田主丸かっぱウオーク実行委員会
77	田主丸総合支所	産業振興課	久留米市田主丸地域認定農業者協議会
78	田主丸総合支所	産業振興課	田主丸耳納の市実行委員会
79	田主丸総合支所	産業振興課	久留米植木まつり実行委員会
80	田主丸総合支所	産業振興課	久留米市水田農業推進協議会田主丸支部
81	田主丸総合支所	文化スポーツ課	そよ風ホール企画運営事業実行委員会
82	田主丸総合支所	文化スポーツ課	田主丸体育振興協会
83	田主丸総合支所	文化スポーツ課	田主丸マラソン大会実行委員会
84	北野総合支所	地域振興課	久留米市消防団北野支団
85	北野総合支所	産業振興課	三井地区農業振興協議会
86	北野総合支所	産業振興課	北野町認定農業者の会
87	北野総合支所	産業振興課	コスモスフェスティバル実行委員会
88	北野総合支所	産業振興課	久留米市水田農業推進協議会北野支部
89	北野総合支所	文化スポーツ課	チャレンジ体験塾“きたの”実行委員会
90	北野総合支所	文化スポーツ課	かねしまアンビシャス広場
91	北野総合支所	文化スポーツ課	きたの総合文化祭実行委員会
92	北野総合支所	文化スポーツ課	北野少年スポーツクラブ
93	北野総合支所	文化スポーツ課	北野体育振興協会
94	北野総合支所	文化スポーツ課	北野地域青少年健全育成連絡協議会

No	部局等	所管課	任意団体の名称
95	城島総合支所	地域振興課	城島女性ネットワーク
96	城島総合支所	地域振興課	久留米市消防団城島支団
97	城島総合支所	地域振興課	城島地域校区まちづくり連絡会議
98	城島総合支所	産業振興課	城島まつり実行委員会
99	城島総合支所	産業振興課	城島まつり支援・協力委員会
100	城島総合支所	産業振興課	久留米市城島町認定農業者協議会
101	城島総合支所	産業振興課	久留米市城島地域畜産経営環境保全推進指導協議会
102	城島総合支所	産業振興課	久留米市水田農業推進協議会 城島支部
103	城島総合支所	産業振興課	城島観光検討会
104	城島総合支所	産業振興課	久留米市西部ツーリズム協議会
105	城島総合支所	産業振興課	久留米市城島町認定農業者協議会女性部(城島アグリレディス)
106	城島総合支所	文化スポーツ課	インガットホール活用実行委員会
107	城島総合支所	文化スポーツ課	城島スポーツクラブ
108	三潴総合支所	地域振興課	久留米市消防団三潴支団
109	三潴総合支所	産業振興課	ふるさとみづま祭実行委員会
110	三潴総合支所	産業振興課	久留米市三潴町農業用廃プラスチック等適正処理推進協議会
111	三潴総合支所	産業振興課	久留米市三潴地域認定農業者協議会
112	三潴総合支所	産業振興課	久留米市水田農業推進協議会三潴支部
113	三潴総合支所	文化スポーツ課	久留米市三潴地域生涯学習推進委員会
114	上下水道部	給排水設備課	福岡県浄化槽推進協議会
115	上下水道部	浄水管理センター	筑後川水系水道事業体連絡会
116	教育部	学校保健課	久留米市学校保健会
117	教育部	人権・同和教育課	久留米市質問教室運営委員会
118	教育部	田主丸事務所	人権フェスタたぬしまる実行委員会
119	議会事務局	総務課	久留米市議会議員共済会
120	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	福岡県都市選挙管理委員会連合会
121	公平委員会事務局	公平委員会事務局	福岡県公平委員会連合会
122	農業委員会事務局	農業委員会事務局	久留米市農業者年金事業推進協議会
123	農業委員会事務局	農業委員会事務局	久留米市農地利用最適化協議会